

指定居宅介護支援・指定介護予防支援事業所運営規程

第1条 （事業の目的）

株式会社アイランド ジー・アイが開設する「アイランドジー・アイケアプラン」（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、相談・計画・連絡調整、紹介の適切な指定居宅介護支援の提供を行うことを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 一、本事業は、利用者が要介護及び要支援状態となった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮しなければならない。
- 二、本事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス、及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 三、本事業の実施に当たっては、利用者の意思、及び人格を尊重し、利用者の立場から公正中立が保たれるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 四、本事業の提供に当たっては市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護（介護予防）支援事業所、介護保健施設等、地域包括支援センターとの連携に努めることとする。

第3条 （事業所の名称等）

- 一、名称 アイランドジー・アイケアプラン
- 二、所在地 岐阜県瑞浪市益見町二丁目130番地

第4条 （職員の職種、員数、及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

一、管理者 1名 （常勤兼務）

管理者は、主任介護支援専門員の資格を有し、本事業所の介護支援専門員、その他の従業員の管理、相談支援、業務の管理を一元的に行うものとする。提供される指定居宅介護（介護予防）支援のサービスが法令等で定められる基準を遵守したものであるよう介護支援専門員、その他従業員に指導する。事業所の業務を管理監督していく立場にある。

二、介護支援専門員 1名以上（利用者の数が44名又はその端数を増すごとに1名を増員）

介護支援専門員は指定居宅介護（介護予防）支援の提供にあたる。

三、事務職員 1名（常勤兼務 1名）

必要な事務を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一、営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二、営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- 三、利用者の正当な特別の事情による場合は上記一、二の限りになく、双方日時調整の上で対応することとし、その際の特別な費用は請求しない。

第6条（指定居宅介護（介護予防）支援の提供方法、内容及び利用料その他費用の額）

〔指定居宅介護（介護予防）支援の提供方法〕

- 一、利用者の相談を受ける場所は原則として、来社の方は事務所内相談専用区域内とし、訪問による場合は利用者宅とする。
- 二、使用する課題分析表は事業所の定める様式とするが、介護支援専門員の選択による分析表を使用する場合もある。
- 三、サービス担当者会議の開催場所は原則利用者宅とするが、状況に応じ、病院や施設、公共施設などを利用することもある。
- 四、介護支援専門員の利用者宅訪問頻度は原則、月に1回以上とする。

〔内容及び手続きの説明同意〕

- 五、本事業所は指定居宅介護（介護予防）支援の提供の開始に際し、予め利用申込者又はその家族に対し、本運営規程の概要その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供の開始に際して利用申込の同意を得るものとする。
- 六、本事業所は指定居宅介護（介護予防）支援の提供の開始に際し、予め居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等について、利用者及び家族の方に説明を行い理解を得るものとする。
- 七、指定居宅介護（介護予防）支援を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスを提供した場合の利用料の額は無料とする。法定代理受領サービス以外の利用料の額は介護報酬の告知上の額とする。
- 八、通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護（介護予防）支援事業に要した交通費に関してその実費を徴収する。この場合の取り決めは、自動車を利用した場合本事業所から片道20kmを越えた地域へのサービス提供は1,100円（消費税込）を徴収する。ただし、費用を徴収する際には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

第7条（通常の事業の実施地域）

瑞浪市

第8条（その他運営に関する重要事項）

- 一、本事業所の介護支援専門員、その他の従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の情報を、業務上必要な場合を除いて他人に漏らしてはならない。退職者においても当事項は効

力を発揮する。

- 二、本事業所はサービス担当者会議などで利用者、その家族の個人情報を用いる場合は、予め文書により家族からの同意を得ておくこととする。
- 三、本事業所は利用者から苦情を受け付ける窓口を明記し、利用者及びその家族に文書にて通知し、苦情に対しては迅速かつ適切に対応することとする。
- 四、本事業所は、従業者の資質の向上を図るため、採用時の研修並びに定期的な現任者研修を実施する。
- 五、本事業所は、事業に関する記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保存することとする。

第9条（緊急時、事故、非常災害時における対応方法）

- 一、本事業所は、利用者に対し適切な事業が提供できるよう従業者の勤務態勢の確保をすることとする。
- 二、本事業所は、利用者の身体の状態、病状が急変した場合への対応を予め定めておかねばならない。管理者は緊急時、非常災害の対応のため、予め消防との連携方法、地域医療との連携、利用者の担当医との連携、緊急時の家族との連携など、必要な対応を定めておき、緊急時に直面した場合に、必要な対応方法と、管理者への報告がとられるよう指導していかねばならない。

第10条（虐待防止に関する事項）

本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から次の措置を講ずるものとする。

- 一、虐待の発生またはその再発を防止するための研修を実施する。
- 二、利用者および家族からの苦情処理体制の整備をおこなう。
- 二、その他虐待防止のために必要な措置に関する事項を定める。
- 四、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報することとする。
- 五、指針を整備し担当者を設置した上で定期的に委員会の開催をおこなうこととする。

第11条（その他）

一、身体拘束等の適正化

本事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合をのぞき身体的拘束その他利用者の言動を制限する行為をおこなわないことを遵守する。身体的拘束等をおこなう場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録する。

二、業務継続計画の策定

本事業所は、感染症や非常災害発生時においてサービスの継続的な実施や早期の業務再開のための計画を策定し必要な措置を講ずる。従業者への計画の周知、定期的な研修・訓練の実施、計画の見直しをおこない必要に応じて変更する。

三、感染症の予防等

本事業所は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための措置を講ずる。指針を整備し

定期的な研修・訓練を実施し委員会の開催をおこなうこととする。

附則 1

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則 2

- 1 介護予防事業の新設に伴い、指定居宅介護支援事業は指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業とする。
- 2 第4条2項 介護支援専門員の人数は常勤換算1名以上とする。
- 3 第5条2項 営業日は月曜日から金曜日とする
- 4 第5条3項 営業時間は9時から17時とする
- 5 第7条 通常の実施区域を瑞浪市、土岐市、多治見市とする

以上 運営規程の内容を改定し、平成18年4月1日から施行する。

附則 3

第1条 第三条の開設者の法人格、商号を株式会社アイランドジー・アイに変更した。

事業所名称ジーアイケアプラン相談センターをアイランドジー・アイケアプランへと変更した。

第6条 第八項 料金を消費税込表示 1,050円とした。

第9条 (緊急時、事故、非常災害時に対する対応)を加筆した

以上 平成19年4月16日から施行する。

附則 4

第3条 事業所所在地を 瑞浪市土岐町7334番地に変更した。

以上 平成21年10月1日から施行する。

附則 5

第4条 職員員数を、管理責任者1名 介護支援専門員 6名 事務職員 1名とした。

以上 平成24年5月1日から施行する。

附則 6

第5条 職員員数を、介護支援専門員7名とした。以上 平成25年5月1日から施行する。

附則 7

第3条 事業所所在地を 瑞浪市益見町二丁目130番地に変更した。

第8条 第四項 第五項を追加とした。

以上 平成25年5月3日から施行する。

附則 8を

第6条 第八項 料金を消費税込表示 1,080円に変更した。

以上 平成26年4月1日から施行する。

附則 9

第4条 第二項 職員員数を、介護支援専門員 7名 (常勤専従 1名 常勤兼務 1名 非常勤専従 5名)に変更した。

以上、平成26年6月1日から施行する。

附則 10

第4条 第二項 職員員数を、介護支援専門員 6名（常勤専従 1名 常勤兼務 1名 非常勤専従 4名）に変更した。

以上、平成26年11月1日から施行する。

附則11

第4条 第二項 職員員数を、介護支援専門員 7名（常勤専従 2名 常勤兼務 1名 非常勤専従 4名）とした。

第7条 通常の実施区域を、瑞浪市 とした。

以上、平成27年4月1日から施行する。

附則12

第4条 第二項 職員員数を、介護支援専門員 6名（常勤専従 2名 常勤兼務 1名 非常勤専従 3名）に変更した。

以上、平成28年12月1日から施行する。

附則13

第4条 第一項 人員基準変更に伴い、主任介護支援専門員の資格を有し を加筆した。

第4条 第二項 職員員数を、介護支援専門員 5名（常勤専従 2名 常勤兼務 1名 非常勤専従 2名）に変更した。

以上、平成30年4月1日から施行する。

附則14

第4条 第二項 職員員数を、介護支援専門員 6名（常勤専従 2名 常勤兼務 1名 非常勤専従 3名）に変更した。

以上、平成30年6月1日から施行する。

附則15

第4条 第二項 職員員数を、介護支援専門員 6名（常勤専従 3名 常勤兼務 1名 非常勤専従 2名）に変更した。

以上、平成31年3月1日から施行する。

附則16

第6条 第八項 料金を消費税込表示 1,100円に変更した。

第10条 （虐待防止に関する事項）を追加した。

以上、令和3年4月1日から施行する。

附則17

第4条 第二項 職員員数を、介護支援専門員 1名以上（利用者の数が35名又はその端数を増すごとに1名を増員） に変更した。

以上、令和4年2月1日から施行する。

附則18

第4条 第二項 職員員数を、介護支援専門員 1名以上（利用者の数が44名又はその端数を増すごとに1名を増員） に変更した。

第5条 第一項 営業日を、月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く に変更した。

第5条 第二項 営業時間を、8時30分から17時30分まで に変更した。

第6条 第二項 使用する課題分析表は事業所の定める様式とするが、介護支援専門員の

選択による分析表を使用する場合もある に変更した。

第 6 条 第三項 サービス担当者会議の開催場所は原則利用者宅とするが、状況に応じ病院や施設、公共施設などを使用することもある に変更した。

第 1 0 条 第五項 を加筆した。

第 1 1 条（その他） を追加した。

以上、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。